

福県医発第244号(地)

平成19年5月11日



各 医 師 会 長

福 岡 県 医 師 会  
会長 横 倉 義 武  
(公印省略)

厚生労働省通知「がん対策基本法の施行について」の送付について

「がん対策基本法」の公布につきましては、平成18年8月4日付福県医第961号(地)にて通知いたしておりましたが、今般、標記の件につきまして、別紙のとおり日本医師会より周知、協力方依頼がありましたのでお知らせ致します。

今回の法制定は、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項について定めたものであります。「第2 法の主な内容」の中には、医師等の責務について盛り込まれております。

また、基本的施策に関する事項として、国及び地方公共団体は、「(1) がんの予防及び早期発見の推進、ア がんの予防及び早期発見の推進、イ がん検診の質の向上等、(2) がん医療の均てん化の促進等、ア 専門的な知識及び技能を有する医師その他医療従事者の育成、イ 医療機関の整備等」などにおいて、必要な施策を講ずるものとする点とされております点にご留意いただくとともに、都道府県においては、都道府県がん対策推進計画を策定しなければならないことになっております。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会会員へ周知、協力方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





日医発第136号（地Ⅲ25）

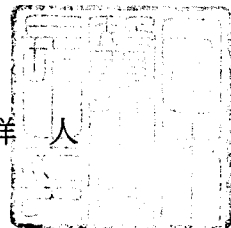
平成19年4月27日

都道府県医師会

会長 殿

日本医師会

会長 唐 澤 祥 人



厚生労働省通知「がん対策基本法の施行について」の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「がん対策基本法」の公布につきましては、平成18年7月12日付（地Ⅲ64）の文書をもってお送りいたしました。

今般、厚生労働事務次官より各都道府県知事等宛に「がん対策基本法の施行について（施行通知）」の通知がなされました。併せて、本会に対しても厚生労働省健康局長より周知、協力方依頼がありました。

今回の法制定は、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項について定めたものであります。「第2 法の主な内容」の中には、医師等の責務について盛り込まれております。

また、基本的施策に関する事項として、国及び地方公共団体は、「（1）がんの予防及び早期発見の推進、ア がんの予防及び早期発見の推進、イ がん検診の質の向上等、（2）がん医療の均てん化の促進等、ア 専門的な知識及び技能を有する医師その他医療従事者の育成、イ 医療機関の整備等」などにおいて、必要な施策を講ずるものとする点とされております点にご留意いただくとともに、都道府県においては、都道府県がん対策推進計画を策定しなければならないことになっておりますことにもご留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対しましても、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

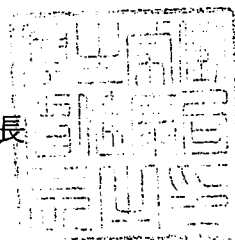


健 発 第 0 4 0 1 0 0 3 号

平 成 1 9 年 4 月 1 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



がん対策基本法の施行について

厚生労働事務次官より別添のとおり、がん対策基本法（平成18年法律第98号）が平成18年6月23日に公布され、平成19年4月1日から施行することとされたことに伴い、制定の趣旨及び主な内容を十分了知の上施行に遺漏なきを期されたい旨、4月1日付けをもって各都道府県知事、政令市長、特別区長あて通知いたしました。

つきましては、本件についてその趣旨を御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知、協力方よろしく願いいたします。

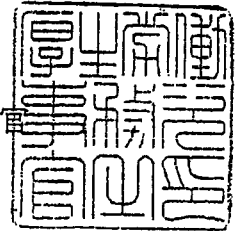
平成 19 年 4 月 1 日

各 

|        |
|--------|
| 都道府県知事 |
| 政令市長   |
| 特別区長   |

 殿

厚生労働事務次官



がん対策基本法の施行について（施行通知）

政府においては、「対がん10か年総合戦略」（昭和59年度から平成5年度）及び「がん克服10か年戦略（平成6年度から平成15年度）の成果を踏まえ、平成15年、がん研究の推進、がん予防の推進及びがん医療の向上とそれを支える社会環境の整備を柱とする「第3次対がん10か年総合戦略」（平成16年度から平成25年度）を策定した。

また、厚生労働省においては、第3次対がん10か年総合戦略を更に推進するため、平成17年5月、厚生労働大臣を本部長とする「がん対策推進本部」を設置し、8月に「がん対策推進アクションプラン2005」を策定した。

このように、厚生労働省をはじめ政府においては、がん対策を着実に実施してきたところであるが、その一層の充実を図るため、議員立法によりがん対策基本法が成立し、平成18年6月23日法律第98号として公布され、平成19年4月1日から施行することとされたところである。その趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 法制定の趣旨

今回の法制定は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方

公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項について定めたものであること。

## 第2 法の主な内容

### 1 総論的な事項

#### (1) 目的

この法律は、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。（第1条関係）

#### (2) 基本理念

がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。（第2条関係）

ア がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

イ がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けることができるようにすること。

ウ がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

#### (3) 国の責務

国は、(2)の基本理念（(4)において「基本理念」という。）にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（第3条関係）

#### (4) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（第4条関係）

#### (5) 医療保険者の責務

医療保険者は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならないこと。（第5条関係）

#### (6) 国民の責務

国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならないこと。（第6条関係）

#### (7) 医師等の責務

医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力

し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならないこと。（第7条関係）

(8) 法制上の措置等

政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。（第8条関係）

2 がん対策推進基本計画等に関する事項

(1) がん対策推進基本計画

ア 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第9条第1項関係）

イ がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。（第9条第2項関係）

ウ 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。（第9条第3項関係）

エ 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。（第9条第4項関係）

オ 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。（第9条第5項関係）

カ 政府は、適時に、イにより定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。（第9条第6項関係）

キ 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。（第9条第7項関係）

(2) 関係行政機関への要請

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができること。（第10条関係）

(3) 都道府県がん対策推進計画

ア 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県

におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならないこと。（第 11 条第 1 項関係）

イ 都道府県がん対策推進計画は、医療法の医療計画、健康増進法の都道府県健康増進計画、介護保険法の都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこと。（第 11 条第 2 項関係）

ウ 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。（第 11 条第 3 項関係）

エ 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。（第 11 条第 4 項関係）

### 3 基本的施策に関する事項

#### (1) がんの予防及び早期発見の推進

##### ア がんの予防の推進

国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。こと。（第 12 条関係）

##### イ がん検診の質の向上等

国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。こと。（第 13 条関係）

#### (2) がん医療の均てん化の促進等

##### ア 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。こと。（第 14 条関係）

##### イ 医療機関の整備等

国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。こと。また、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター、アの医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。こと。（第 15 条第

1 項及び第 2 項関係)

ウ がん患者の療養生活の質の維持向上

国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。 (第 16 条関係)

エ がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。また、国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。 (第 17 条第 1 項及び第 2 項関係)

(3) 研究の推進等

ア 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。 (第 18 条第 1 項関係)

イ 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。 (第 18 条第 2 項関係)

4 がん対策推進協議会に関する事項

(1) 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、2 の(1)のエの事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置くこと。 (第 19 条関係)

(2) 協議会は、委員 20 人以内で組織すること。 (第 20 条第 1 項関係)

(3) 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。 (第 20 条第 2 項関係)

(4) 協議会の委員は、非常勤とすること。 (第 20 条第 3 項関係)

(5) (2) から(4)までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。 (第 20 条第 4 項関係)

5 施行期日等に関する事項

- (1) この法律は、平成19年4月1日から施行すること。（附則第1条関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

(号外第 146 号)

報 官

平成 18 年 6 月 23 日 金曜日

1

## 目次

### 〔法 律〕

○公職選挙法の一部を改正する法律

(九三)

○精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律(九四)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(九五)

○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(九六)

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(九七)

○がん対策基本法(九八)

### 〔政 令〕

○証券取引法施行令の一部を改正する政令(二二二)

### 〔条 約〕

○刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約(九)

### 〔告 示〕

○刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の効力発生に関する件(外務三五八)

○刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約に関する中央当局に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件(同三五九)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

裁判所  
破産関係

## 本号で公布された 法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律(法律第九三号)(総務省)

1 国外における不在者投票制度の創設

(一) 特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれるものの投票については、政令で定めるところにより、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができることとした。(第四九条第四項関係)

(二) (一)の「特定国外派遣組織」とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において(一)の方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいうこととした。(第四九条第五項関係)

(1) 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づき権限を有すること。

(2) 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

(三) 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属するものを除く)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなすこととした。(第四九条第六項関係)

2 南極地域観測隊の隊員等のフアクシミリ装置による投票

国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人(当該組織に同行する選挙人で当該組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む)で(一)の施設又

は(二)の船舶に滞在するもののうち職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、政令で定めるところにより、その滞在する(一)の施設又は(二)の船舶の区分に応じ、次の(一)又は(二)に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会(委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができることとした。(第四九条第八項関係)

(一) 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 不在者投票管理者の管理する場所

(二) 本邦と(一)の施設との間において当該組織を輸送する船舶で総務省令で定めるもの 2の方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

3 1は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から、2は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとした。

◇精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律(法律第九四号)(厚生労働省)

1 精神病院の用語の整理等

(一) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和五十五年法律第一二三号)等において用いられている「精神病院」及び「都道府県立精神病院」という用語を、それぞれ「精神科病院」及び「都道府県立精神科病院」という用語に改めることとした。(第一条及び第二条関係)

(二) 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第一三六号)において用いられている「精神病患者収容施設」という用語を削ることとした。(第三条関係)

2 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

- (三) 国は、文化遺産国際協力力の推進に関する施策であつて、教育研究機関に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他教育研究機関における研究の特性に配慮しなければならないものとする。こととした。(第四第三項関係)
- 5 国は、文化遺産国際協力力の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとした。(第五五条関係)
- 6 文部科学大臣及び外務大臣は、文化遺産国際協力力の推進するため、文化遺産国際協力力の推進に関する基本的な方針を定めなければならないこととした。(第六六条関係)
- 7 国は、文化遺産国際協力力の推進に際して、行政法人、教育研究機関、民間団体等が相互に連携を図りながら協力することにより、文化遺産国際協力力の効果的な推進を図ることに努めることとした。これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第七七条関係)
- 8 文化遺産国際協力力の推進に当たっては、文化遺産国際協力力の推進に必要な措置が適切に講じられるよう、関係行政機関の相互の密接な連携の下に行われなければならないこととした。(第八八条関係)
- 9 国は、教育研究機関及び民間団体が文化遺産国際協力力の推進に際して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第九九条関係)
- 10 国は、文化遺産国際協力力の推進するため、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第一〇〇条関係)
- 11 国は、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めることとした。(第一〇一条関係)
- 12 国は、文化遺産国際協力力の推進に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第一〇二条関係)
- 13 国は、文化遺産国際協力力において保存、修復等に携わる関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第一〇三条関係)

14 国は、文化遺産国際協力に関する広報活動の充実及び教育の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第一〇四条関係)

15 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇がん対策基本法(法律第九八号)(厚生労働省)

1 総則

(一) 目的(第一条関係)

この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐる等が国民の生命及び健康にとって重大な問題となつてゐる現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。こととした。

(二) 基本理念(第二条関係)

がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。

- (1) がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- (2) がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療(以下「がん医療」という)を受けることができるようにすること。
- (3) がん患者の置かれてゐる状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

(三) 責務(第三条第七項関係)

(1) 国は、基本理念にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。

(2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。

(3) 医療保険者は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならないこととした。

(4) 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならないこととした。

(5) 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれてゐる状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならないこととした。

2 がん対策推進基本計画等(第九条第一一条関係)

(一) がん対策推進基本計画

政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という)を策定しなければならないこととした。

(二) 関係行政機関への要請

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができることとした。

(三) 都道府県ががん対策推進計画

都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とする。こととした。当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画を策定しなければならないこととした。

3 基本的施策(第二二条第一八条関係)

国及び地方公共団体は、がんの予防の推進、がん検診の質の向上、専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備、がん患者の療養生活の質の維持向上、がん医療に関する情報の収集提供体制の整備、研究の推進等必要な施策を講ずることとした。

4 がん対策推進協議会(第一九条及び第二〇条関係)

(一) 厚生労働省に、がん対策推進基本計画の案の作成に関する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という)を置くこととした。

(二) 協議会は、委員二〇人以内で組織することとした。

(三) 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命することとした。

(四) 協議会の委員は、非常勤とすることとした。

5 この法律は、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇証券取引法施行令の一部を改正する政令(政令第二二二号)(金融庁)

1 証券取引法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第六五号)の一部の施行に伴い、安定操作取引、証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任及び犯則事件の範囲等に関する規定の整理を行うこととした。

2 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成一八年七月四日)から施行することとした。

◇刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約(条約第九号)(外務省)

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

（国際的な連携の強化等）

第六条 政府は、北朝鮮当局によつて拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民、脱北者（北朝鮮を脱出した者であつて、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいふ。次項において同じ。）その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内の民間団体との密接な連携の確保に努めるとする。

2 政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。

3 政府は、第一項に定める民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。

（北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置）

第七条 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第一項の規定による措置、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十条第一項の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎  
総務大臣 竹中 平蔵  
法務大臣 杉浦 正蔵  
外務大臣 麻生 太郎  
財務大臣 谷垣 禎一  
経済産業大臣 二階 俊博  
国土交通大臣 北側 一雄

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二十三日

内閣総理大臣

小泉純一郎

法律第九十七号

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、海外の文化遺産であつて、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものの保護に係る国際的な協力（以下「文化遺産国際協力」といふ。）の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、文化遺産国際協力の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化遺産国際協力の推進を図るものとする。我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化遺産国際協力は、文化遺産が人類共通の貴重な財産であることにかんがみ、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその保護に取組むことにより、我が国が国際社会において主導的な役割を果たしつつ世界における多様な文化の発展に積極的に貢献するとともに、日本国民の異なる文化を尊重する心の涵養と国際相互理解の増進が図られるように行われるものとする。

2 文化遺産国際協力は、文化の多様性が重要であることに配慮しつつ、文化遺産が存在する外国の政府及び関係機関の自主的な努力を支援することを旨として行われなければならない。

3 文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念に配慮して行われるものとする。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育研究機関の責務等）

第四条 文化遺産国際協力に係る大学その他の教育研究機関（以下「教育研究機関」といふ。）は、文化遺産国際協力に必要な人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 教育研究機関は、文化遺産国際協力に係る研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに教育研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策であつて、教育研究機関に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他教育研究機関における研究の特性に配慮しなければならない。

（財政上の措置等）

第五条 政府は、文化遺産国際協力の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（基本方針）

第六条 文部科学大臣及び外務大臣は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」といふ。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化遺産国際協力を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（連携の強化）

第七条 国は、文化遺産国際協力に係る独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。以下同じ。）、教育研究機関、民間団体等が相互に連携を図りながら協力することにより、文化遺産国際協力の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係行政機関の相互の密接な連携）

第八条 文化遺産国際協力の推進に当たっては、文化遺産国際協力の推進に必要な措置が適切に講じられるよう、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

（教育研究機関及び民間団体に対する支援）

第九条 国は、教育研究機関及び民間団体が文化遺産国際協力に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保等）

第十条 国は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力に係る独立行政法人、教育研究機関、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

（国の内外の情報の収集、整理及び活用）

第十二条 国は、必要な文化遺産国際協力が適切かつ有効に実施されるよう、文化遺産国際協力に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映）

第十三条 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、文化遺産国際協力において保存、修復等に携わる関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解及び関心の増進）

第十四条 国は、文化遺産国際協力並びに文化遺産国際協力において研究者及び技術者が果たす役割の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、文化遺産国際協力に関する広報活動の充実及び教育の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

外務大臣 麻生 太郎  
文部科学大臣臨時代理 中馬 弘毅  
国務大臣 小泉純一郎  
内閣総理大臣 小泉純一郎

がん対策基本法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二十三日

内閣総理大臣

小泉純一郎

法律第九十八号

がん対策基本法

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 がん対策推進基本計画等（第九条―第十四条）

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進（第十二条―第十三条）

第二節 がん医療の均てん化の促進等（第十四条―第十七条）

第三節 研究の推進等（第十八条）

第四章 がん対策推進協議会（第十九条―第二十条）

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐる等、がんが国民の生命及び健康にとつて重大な問題となつてゐる現状に、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に關し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に關する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上、その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療(以下「がん医療」という。)を受けることができるようにすること。
- 三 がん患者の置かれてゐる状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第七項に規定する医療保険者をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に關する啓発及び知識の普及、がん検診に關する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれてゐる状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に關する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、がん医療に關する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に關する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画に對する所管に係るものの実施について、必要な要請をすることが出来る。

(都道府県ががん対策推進計画)

第十一条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとして、当該都道府県に對するがん患者に對するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県に對するがん対策の推進に關する計画(以下「都道府県ががん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県ががん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十條の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第八條第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成十一年法律第百八十八号)第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療、福祉に關する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、都道府県ががん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県は、当該都道府県に對するがん医療に關する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県に對するがん対策の効果に關する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県ががん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、都道府県ががん対策推進計画の変更について準用する。

第三章 基本施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

第十二条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に關する啓発及び知識の普及その他のものとする。

(がん検診の質の向上等)

第十三条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に對する研修の機会の確保その他のものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に對し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に應じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に對しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に對するがん患者の療養生活の質の維持向上に關する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に關する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん医療に關する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に對する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者の「がんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するため」の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に關する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十四条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十五条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることが出来るよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に對し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に應じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に對しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に對するがん患者の療養生活の質の維持向上に關する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に關する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん医療に關する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に對する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者の「がんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するため」の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 がん対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に關し、第九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九條第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に關すること。

第六條第二項中「独立行政法人評価委員会」を「独立行政法人評価委員会」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（がん対策推進協議会）

第十一条の三 がん対策推進協議会については、がん対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

文部科学大臣臨時代理  
國務大臣 中馬 弘毅  
厚生労働大臣 川崎 二郎  
内閣総理大臣 小泉純一郎

政 令

証券取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百二十二号

証券取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十九條第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第百九十四條の六第三項及び第百二十條の規定に基づき、この政令を制定する。証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第二十一条中「又はその」の下に「申込み」を加える。

第三十八條の二第一項第三号中「又はその特別關係者その他の關係者」を「若しくはその特別關係者その他の關係者又は参考人」に、又はその關係者」を「若しくはその關係者又は参考人」に改める。

第四十五條第一号中（第一項第五号及び第六号を除く。）を削り、同条第二号を次のように改める。

二 法第百九十七條の二第一号から第十号までは第十三号の罪

附 則

（施行期日）

1 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五條の五第十二号中「第百九十七條第一項第七号」を「第百九十七條第一項第五号」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎

条 約

刑事に關する共助に關する日本國とアメリカ合衆國との間の條約をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

条約第九号

刑事に關する共助に關する日本國とアメリカ合衆國との間の條約

日本國及びアメリカ合衆國は、刑事に關する共助の分野における兩國の協力を一層実効あるものとすることを希望し、そのような協力が兩國において犯罪と戦うことに貢獻することを希望して、次のとおり協定した。

第一條

1 各締約國は、他方の締約國の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの條約の規定に従つて共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この條約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

(1) 証言、供述又は物件の取得  
(2) 人、物件又は場所の見分  
(3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(4) 国又は地方の立法機關、行政機關又は司法機關の保有する物件の提供

(5) 請求國における出頭が求められている者に對する招請についての伝達

(6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの

(7) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに關連する手続についての共助

(8) 被請求國の法令により認められるその他の共助であつて兩締約國の中央當局で合意されたもの

3 各締約國は、他方の締約國の請求に基づき、当該他方の締約國の中央當局が次のことを保証する場合であつて、適當と認めるときは、犯罪の疑いのある行為についての行政機關による犯罪調査について、適當と認める条件を付して、この條約の規定に従つて共助を実施する。

(1) 当該犯罪調査を行う當局が、犯罪を構成し得る事實についての犯罪調査を行う法令上の権限に加えて、特別の手続に従い、訴追のために檢察官に對して事件を送付する法令上の権限又は犯罪調査において得た証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件を檢察官に對して提供する法令上の権限を有すること。

(2) 証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を請求國における捜査、訴追その他の刑事手続において使用（訴追を行うか否かの決定のための使用を含む。）すること。

4 被請求國は、この條約に別段の定めがある場合を除くほか、請求國における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自國の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。

5 この條約は、兩締約國間で共助のみを目的とする。この條約の規定は、請求された共助の実施を妨げること又は証拠を排除することに關し、私人の權利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の權利に影響を及ぼすものではない。

第二條

1 各締約國は、この條約に規定する任務を行う中央當局を指定する。

(1) アメリカ合衆國については、中央當局は、司法長官又は同長官が指定する者とする。

(2) 日本國については、中央當局は、法務大臣若しくは國家公安委員會又はこれらがそれぞれ指定する者とする。